

八尾市告示第128号

八尾市公共施設清掃業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式の入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行うので、政令第167条の6及び第167条の10の2第6項並びに八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月9日

八尾市長 田 中 誠 太

記

1 入札に付すべき事項

(1) 入札案件

業務名称	予定価格（消費税及び地方消費税は含まない。）	調査基準価格（消費税及び地方消費税は含まない。）
八尾市公共施設清掃業務 （第1グループ）	64,143,936円	55,805,224円
八尾市公共施設清掃業務 （第2グループ）	52,965,680円	46,080,142円
八尾市公共施設清掃業務 （第3グループ）	41,785,848円	36,353,688円

(2) 入札回数 1回

(3) 業務委託期間 平成29年8月1日から平成32年7月31日まで（ただし、第2グループのうち、八尾市立医療型児童発達支援センター及び八尾市立特別支援学校については平成29年8月1日から平成31年3月31日まで、八尾市立教育サポートセンターについては平成29年8月1日から平成30年7月31日まで。第3グループのうち、八尾市立竹淵コミュニティセン

ターについては平成29年8月1日から平成30年6月30日まで)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 全てのグループの入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 政令第167条の4及び規則第98条に規定する入札に参加する者に必要な資格を有すること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者（裁判所からの更生手続開始決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（裁判所からの再生手続開始決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。

オ 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項各号に掲げる事業に係る本件仕様書に定める清掃業務の実施に必要な登録を受けていること（登録の有効期限が平成29年5月16日以降のものであること。）。

(2) 八尾市公共施設清掃業務（第1グループ）の入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 延床面積10,000平方メートル以上の公共施設の清掃業務の契約の実績（平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に完了した業務）が

異なる施設で3件以上あること。

イ 国又は地方公共団体の庁舎（行政事務を執行する庁舎であって地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する公の施設を除く。）であって、かつ、延床面積10,000平方メートル以上のものの清掃業務の契約の実績（平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に完了した業務）が1件以上あること。

ウ 都道府県労働局、労働基準監督署に提出した平成28年度の「労働保険概算・確定保険料申告書」における雇用保険被保険者数が100人以上であること。

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況の報告における実雇用率が平成28年6月1日現在において2.0パーセント以上であること。

(3) 八尾市公共施設清掃業務（第2グループ）及び八尾市公共施設清掃業務（第3グループ）の入札に参加する者に必要な資格

延床面積1,000平方メートル以上の公共施設の清掃業務の契約の実績（平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に完了した業務）が異なる施設で3件以上あること。

3 入札参加資格審査申請書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに「総合評価一般競争入札参加資格審査申請書等様式集」を掲載するので、これをダウンロードして注意事項を読み、必要書類を作成すること。

ホームページのURL <http://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加を希望する者は、アからシまでの必要書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。なお、「平成28・29・30年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）（平成29年度新規登録分含む）」に登載されている者については、提出書類のうち、エからシまでの書類の提出を要しない。

- ア 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 業務実績調書（様式2）及びこれを証明する契約書の写し
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に規定する都道府県知事の登録を受けている証明書（登録の有効期限が平成29年5月16日以降のものであること。）

エ 登記簿謄本又は住民票

オ 印鑑証明書

カ 納税証明書（国税）

キ 直近2年間の納税証明書（市税）【法人市民税又は住民税】【固定資産税（土地家屋・償却資産）】

※納税義務がある場合に限り提出が必要。

ク 平成28年度市民税・府民税特別徴収税額決定通知書又は直近の特別徴収領収書等

ケ 誓約書（様式3）

コ 使用印鑑届（様式4）

サ 委任状（様式5）

シ 直近2年間の決算報告書

なお、ア、イ及びケからサまでは指定様式、エからキまでは官公署発行のもの、シは自由様式とする。

- (2) 前号アからシまでに掲げるもののほか、八尾市公共施設清掃業務（第1グループ）の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 雇用保険被保険者数が確認できる労働保険概算・確定保険料申告書（平成28年度分。都道府県労働局又は労働基準監督署の受付印があるものに限る。）の写し又は労働保険事務組合の受付印がある保険料申告書内訳等（平成28年度分）の写し

イ 平成28年6月1日現在の障害者雇用状況（2.0パーセント以上）が確認できる障害者雇用状況報告書（公共職業安定所提出）の写し

- (3) 前2号に掲げる提出書類は、入札参加資格審査申請期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。

(4) 提出に当たっての留意事項

ア 次の項目に該当するものは、申請が無効になるので注意すること。

(ア) 提出書類に不備のある場合

(イ) 提出書類を指定方法以外で提出した場合

(ウ) 受付期間を経過した場合

(エ) 代表者が同一である法人が重複して申請した場合（ただし、事業協同組合で申請する場合を除く。）

(オ) 資格審査申請等において虚偽の申請を行ったなどの理由により失格となった者が、失格となってから3年以上経過していない場合

イ 各証明書類については、発行官公署の証明日が平成29年3月1日以降であること。なお、鮮明なものであれば、写しでも可。

ウ 申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。

エ 事業協同組合で申請する者は、第1号の提出書類以外に定款、役員名簿及び組合員全員の名簿を提出すること。

オ 複数のグループに参加する場合は、各グループごとに申請すること。

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 平成29年5月10日から同月16日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

6 入札参加資格審査の結果通知

平成29年5月17日に入札参加資格審査申請者に対し電子メールにより結果を通知する。

7 総合評価一般競争入札に関する資料及び仕様書等の配布日時及び場所

(1) 日時 平成29年5月18日（木）午後1時から午後5時まで

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請時から入札時までの間において、指名停止措置又は営業停止処分を受けている者
- (2) 入札参加資格審査申請受付期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階

八尾市総務部契約検査課

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条の各号の1に該当する場合はその全部又は一部を免除する。

ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 入札方法等

本入札は総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札執行の場所に落札者決定基準に定める書類（以下「提出書類」という。）を提出すること。なお、複数のグループに入札する場合は、提出書類を各グループごとに提出すること。

12 入札執行及び提出書類の提出日時及び場所

(1) 日時 平成29年6月8日（木）午前10時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階 入札室

13 入札の中止

入札に参加する者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。

14 総合評価一般競争入札に関する事項

本入札は、八尾市長期継続契約に係る委託業務総合評価一般競争入札実施要綱に基づき総合評価一般競争入札を行う。

15 落札者決定基準

(1) 落札者の決定方法等

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、後記(2)の総合評価の方法によって得られた得点（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、評価委員会で審査をした上で落札者を決定するものとする。
- イ 本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、八尾市総合評価一般競争入札における低入札価格調査実施要領（以下「実施要領」という。）に定める調査基準価格を設けるため、落札候補者が調査基準価格を下回る入札が行われたときは、実施要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。
- ウ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により本業務に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価値の高い者を落札候補者とするところがある。
- エ 入札書の提出がない者及び入札金額が予定価格を超える者は、失格とする。
- オ 各評価項目において求める書類の提出がない者は、当該評価項目については評価しない。
- カ 合計点に差がない者が2者以上ある場合は入札金額の低い者を選定し、入札金額も同額の場合は別途定めるくじの方法により選定する。

(2) 総合評価の方法

- ア 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のみ評価を行うものとする。
- イ 評価は、「価格評価」、「技術的评价」及び「社会的評価」に区分し、その配点はそれぞれ次のとおりとする。
- (ア) 価格評価点 120点
- (イ) 技術的评价点 20点

(ウ) 社会的評価点 60点

ウ 総合評価値は、次の算定式により算定する。

総合評価値＝価格評価点＋技術的評価点＋社会的評価点

エ 価格評価点は、次の算定式により算定する。

価格評価点＝120点×調査基準価格／入札価格〔小数点以下切捨て〕

なお、入札価格が調査基準価格未満の場合は、価格評価点を120点とする。

オ 価格以外の要素の評価について、その概要を次のとおりとする。

(ア) 技術的評価

a 品質確保（8点）

b 技術研修（6点）

c 自主検査体制（6点）

(イ) 社会的評価

a 雇用（20点）

b 人権（10点）

c 男女共同参画（10点）

d 環境（10点）

e 地域貢献（10点）

カ 総合評価基準の各評価項目において提出書類の内容に不備があるもの（未記入を含む。）は、当該評価項目の評価をしない。

(3) 本基準の詳細は、「平成29年度八尾市公共施設清掃業務における総合評価一般競争入札落札者決定基準について」による。

(4) 落札決定予定日 平成29年6月30日

16 契約の締結

入札日から契約締結日までの間において、落札者が指名停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、落札候補者については落札候補者の資格を失うこととし、落札者については契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、落札者が前記10に定める入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札価格の100分の3に

相当する金額を徴収するものとする。

17 入札の無効

規則第111条の各号の1若しくは総合評価一般競争入札心得第7条の各号の1に該当する入札又は虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

18 その他

入札の参加人数は、1業者1人とする。

19 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

電話 072-924-3828（直通） F A X 072-996-1993

別表

業務名称	履行場所	業務委託期間
八尾市公共施設 清掃業務（第1 グループ）	八尾市庁舎本館（八尾市本町一丁目1番1号）、八尾市庁舎西館（八尾市本町二丁目2番2号）及び八尾市庁舎北分室（八尾市本町一丁目1番5号）	平成29年8月1日から 平成32年7月31日まで
	八尾市立八尾図書館及び八尾市立青少年センター（八尾市本町二丁目2番8号）	
八尾市公共施設 清掃業務（第2 グループ）	八尾市立医療型児童発達支援センター及び八尾市立特別支援学校（八尾市八尾木二丁目90番地）	平成29年8月1日から 平成31年3月31日まで
	八尾市清掃庁舎（八尾市高美町五丁目2番2号）	平成29年8月1日から 平成32年7月31日まで
	八尾市清掃庁舎プレハブ棟（八尾市高美町五丁目2番2号）	
	八尾市環境衛生庁舎（八尾市福栄町四丁目42番地の1）	
	八尾市土木管理事務所（八尾市曙町二丁目11番地）	
	八尾市消防本部庁舎（八尾市高美町五丁目3番4号）	
	八尾市消防本部プレハブ庁舎（八尾市高美町五丁目3番4号）	
	八尾市立志紀図書館（八尾市志紀町西一丁目3番地）	
	八尾市立教育サポートセンター（八尾市栄町一丁目5番4号）	平成29年8月1日から 平成30年7月31日まで

八尾市公共施設 清掃業務（第3 グループ）	八尾市立龍華コミュニティセン ター（八尾市南太子堂二丁目1 番45号）	平成29年8月1日から 平成32年7月31日まで
	八尾市立久宝寺コミュニティセ ンター（八尾市北久宝寺二丁目 1番1号）	
	八尾市立大正コミュニティセン ター（八尾市若林町三丁目27番 地）	
	八尾市立山本コミュニティセン ター（八尾市山本町一丁目8番 11号）	
	八尾市立竹渕コミュニティセン ター（八尾市竹渕東一丁目212 番地）	平成29年8月1日から 平成30年6月30日まで
	八尾市立南高安コミュニティセ ンター（八尾市恩智中町四丁目 232番地）	平成29年8月1日から 平成32年7月31日まで
	八尾市立高安コミュニティセン ター（八尾市千塚三丁目180番 地の2）	
	八尾市立曙川コミュニティセン ター（八尾市八尾木四丁目11番 地）	
	八尾市立志紀コミュニティセン ター（八尾市志紀町西一丁目8 番地の2）	
	八尾市立緑ヶ丘コミュニティセ ンター（八尾市緑ヶ丘一丁目2 番地）	